

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）「若手技術者活用評価型」、「余裕期間制度（フレックス方式）」、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

令和6年6月28日

分任支出負担行為担当官
関東地方整備局
横浜国道事務所長
宮本 久仁彦

記

1. 工事概要

(1) 工事名 R 6 横浜国道事務所管内道路照明設備工事（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）

(2) 工事場所 神奈川県横浜市鶴見区尻手地先ほか1箇所

(3) 工事内容 本工事は、横浜国道事務所管内の道路照明設備を更新するものである。

(4) 工事概算数量 道路照明灯 灯具更新 107灯

(5) 工期 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。

全体工期：契約締結の翌日から令和7年3月11日まで

(6) 資料 ①別冊図面 ②別冊仕様書

(7) 本工事は、入札時に「企業・配置予定技術者の技術力」、「賃上げの実施に関する評価」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

(8) 本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表－2による。

①「工事環境の改善」実施工事

②完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事

③工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事

④総価契約単価合意方式

- ⑤「設計審査会」の設置対象工事
- ⑥現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事
- ⑦難工事施工実績評価対象工事
- ⑧難工事功労表彰評価対象工事
- ⑨工事工程表の開示の試行工事
- ⑩週休2日制適用工事（月単位）
- ⑪若手技術者活用評価型
- ⑫生産性向上チャレンジの試行工事

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち電気設備工事B等級又はA等級に認定されている者であること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) B等級の業者にあつては関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が関東地方整備局管内であること。ただし、当該事務所が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合であること。）
また、A等級の業者にあつては関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が関東地方整備局管内であること。ただし、当該事務所が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合であること。）
- (5) 別表－1の期間に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

（ア）道路照明灯を設置した工事であること。

ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(6) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、本発注工事の工事種別における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。

(7) 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。また、本発注工事は受注者が工事の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

1) 主任技術者は、1級電気工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

①技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とするものに限る。））の資格を有する者

②建設業法第7条第2号イ、ロで定める者（イについては、電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。）

③国土交通大臣が上記イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

④本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者

監理技術者にあつては、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。

⑤技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とするものに限る。））の資格を有する者

⑥建設業法第15条第2号ハで定める者

2) 1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）に掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

（ア）建設業法第2条でいう建設工事のうち、電気工事であること。

また、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。

なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡しが完了した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の工事経験として認める。

3) 監理技術者にあつては、電気工事業（略語：電）に関する監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

- 4) 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を別記様式－１－１で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。
- (8) 本工事に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。
- (9) 経常建設共同企業体の構成員は、本発注工事に対応する建設業種の許可を有してから営業年数が3年以上あること。
- (10) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (11) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。
- (12) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。
- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (14) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業・配置予定技術者の技術力」、「賃上げの実施に関する評価」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の1)、2)の要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

- 1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

- 1) 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を32点とする。
- 2) 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、下記①②③の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」を「加算点」として与える。また、「施工体制評価点」は下記④の項目を評価して与える。

- ①企業の技術力
 - ②配置予定技術者の技術力
 - ③賃上げの実施に関する評価
 - ④施工体制（施工体制評価点）
- 3）「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に100点を与える。
- 4）価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。
- （3）（2）2）①②③④の評価項目の詳細は入札説明書による。

4. 入札手続等

（1）担当部局

関東地方整備局 横浜国道事務所 経理課
電話 045-287-3007
電子メール ktr-yokokei@gxb.mlit.go.jp

（2）入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は別表－1のとおり。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記（1）に電子メールにて依頼を行うこと。

受付期間は、別表－1のとおり。

（3）申請書及び資料の提出方法、受付期限

- 1）申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。

なお、申請書及び資料が10MBを超える場合の提出方法については、入札説明書による。

①受付期限：別表－1のとおり。

- 2）電子入札における資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容を確認したものではない。

（4）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- 1）入札の締切日時は以下のとおりとする。

入札の締切は、別表－1のとおり。

電子入札システムにより提出すること。

- 2）開札は別表－1のとおり、関東地方整備局横浜国道事務所経理課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）は除く。）を予定する。

5. その他

- （1）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 納付。（保管金の取扱店 日本銀行横浜中代理店（横浜銀行本店））

ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事

業会社の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

（３）入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）配置予定の主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差し替えは認められない。

（５）専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。詳細は入札説明書による。

（６）契約書作成の要否

要。

（７）本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無。

（８）申請書及び資料の作成に関する説明会は実施しない。

（９）入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

（１０）関連情報を入手するための照会窓口

４．入札手続等（１）に同じ。

（１１）一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２．競争参加資格（２）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４．入札手続等（３）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

（１２）２．競争参加資格で求める施工実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。

（１３）本案件は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。また、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システム及び電子契約システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式及び紙契約方式に代えるものとする。電子入札システム等によらない手続きについては入札説明書による。

（１４）詳細は入札説明書による。

別表－ 1

本発注工事における手続き期間等

電子入札システムによる受付時間 9時00分から17時00分まで。

2. 競争参加資格 (5)	企業の施工実績とすることができる期間	平成21年4月1日以降
4. 入札手続等 (2)	入札説明書の交付期間及び受付期間	令和6年6月28日（金）から令和6年8月2日（金）まで。 （電子入札システムの受付時間内に限る。ただし、最終日は12時00分まで。また、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））は除く。）
4. 入札手続等 (3)	申請書及び資料の受付期限 （審査基準日）	令和6年7月9日（火）まで。 （電子入札システムの受付時間内に限る。ただし、最終日は15時00分まで。また、休日を除く。）
4. 入札手続等 (4)	入札の締切	令和6年8月2日（金）12時00分
	開札	令和6年8月7日（水）10時00分